

公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団軽スポーツ用具等貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団（以下「財団」という。）が所管する軽スポーツ用具等（以下「貸出用具」という。）の有効活用を図り、高齢者の健康づくり、仲間づくりを促進し、活力ある健康長寿社会の実現を目指して実施する事業への貸出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 貸出対象は、原則として群馬県内に活動拠点があり、群馬県内で60歳以上の人が5割以上参加する行事を主催する団体とする。ただし、財団が特に認める場合は、この限りではない。

(貸出用具)

第3条 貸出用具は、財団が所管する軽スポーツ用具等で、別に定めるものとする。

(貸出期間)

第4条 貸出用具の貸出期間は原則14日以内とする。ただし、財団が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(貸出料金)

第5条 貸出用具の貸出料金は無料とする。

(登録)

第6条 貸出を希望する団体（以下「使用者」という。）は、貸出を希望する日までに軽スポーツ用具等貸出登録申請書（様式1）を財団に申請しなければならない。

(貸出申請)

第7条 使用者は、貸出を希望する日までに軽スポーツ用具等使用許可申請書（様式2）（以下「許可申請書」という。）を財団に申請しなければならない。

(貸出許可)

第8条 財団は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、許可申請書の写しを使用者に交付することにより、貸出許可するものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる場合。
 - (2) 宗教的活動のための利用と認められる場合。
 - (3) 政治的活動のための利用と認められる場合。
 - (4) 営利を目的とする利用と認められる場合。
 - (5) その他財団事務局長が使用を不相当と認める場合。
- 2 前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。
- 3 貸出期間が重複する申請があった場合は、申請順によるものとする。

(貸出・返却方法)

第9条 貸出用具の貸出及び返却は原則財団事務所で行う。

- (1) 使用者は貸出用具の貸出を受ける際、本人であることを確認できる顔写真付きの公的書類（自動車運転免許証等）を財団に提示しなければならない。

- (2) 貸出用具の貸出・返却受付時間は、土日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く平日の9時から17時までとする。
- (3) 使用者が貸出用具を返却する場合は、財団の確認を受けることとする。
- (4) 貸出用具の貸出・返却に要する運搬作業及び運搬費用は、全て使用者の負担とする。

（貸出許可の取消等）

第10条 財団は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止させることができる。

- (1) この要綱に違反した場合。
- (2) 故障により使用することができなくなった場合。
- (3) 災害その他事故により使用することができなくなった場合。
- (4) その他財団が不相当と認める場合。

（使用者の遵守事項）

第11条 使用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途にのみ使用すること。
- (2) 使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
- (3) 貸出用具を適正に使用、保管し、返却する際は、貸出時の状態で返却しなければならない。もし、貸出用具を損傷し、又は紛失したときは、その損害に相当する額を賠償しなければならない。ただし、財団がやむを得ない理由があると認める場合は、その額を減免し、又は免除することができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、財団が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月21日から施行する。